

兵ト発第 64号

公告第 468号

公 告

兵庫トヨタ自動車健康保険組合規約の一部変更について、平成25年2月15日認可申請中のところ、平成25年2月25日付で認可を受けたので公告する。

組合規約第44条（保険料及び調整保険料の負担割合）

保険料額及び調整保険料額82分の43.31は事業主、82分の38.69は被保険者において負担する。

平成25年3月1日

兵庫トヨタ自動車健康保険組合

理 事 長 瀧 川 博 司